

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する

法律（平成 25 年法律第 100 号）抄

附 則

（検討）

第 16 条 政府は、公正取引委員会が事件について必要な調査を行う
手続について、我が国における他の行政手続との整合性を確保
しつつ、事件関係人が十分な防御を行うことを確保する観点から
検討を行い、この法律の公布後一年を目途に結論を得て、必要が
あると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。